

令和7年

第2回農業委員会総会議事録

令和7年2月6日（木）

射水市役所大島分庁舎大会議室

射水市農業委員会

— 議 事 日 程 —

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 議 事 告
- 4 報 告

— 本日の会議に付した事件 —

- 日程第1 議事録署名委員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 議事（議案第1号から第4号）  
日程第4 報告（報告第1号から第3号）

— 委員及び出欠委員の氏名 —

議 長 堀 正

委員の定数 25名  
委員の現在数 25名

出 席 委 員（23人）

1 番	白山 一男	2 番	高原 和重
3 番	林 康弘	4 番	土佐 好廣
5 番	木下 栄作	6 番	川腰 康子
7 番	山本 康雄	8 番	田邊 秀男
9 番	樋上 豊	10 番	島倉 忠悦
11 番	長谷 吉宗	12 番	長谷川 達夫
13 番	高橋 彰	14 番	堀 正
15 番	表 隆夫	17 番	松井 正
18 番	明石 茂	19 番	末永 久義
20 番	炭谷 一三	21 番	坂井 吉三郎
22 番	瀧田 秀成	23 番	高越 博
24 番	山崎 善夫		

欠 席 委 員（2人）

16 番	齊田 博美	25 番	北田 幹夫
------	-------	------	-------

## 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 会期の決定

第3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について  
議案第 3 号 農用地利用集積計画の公告について  
議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画案について

第4 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知等について  
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理について  
報告第 3 号 農地法第 5 条の規定による届出の受理について

## 事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

事務局長 野崎 智延  
主 査 高木 淳也

副 主 幹 村下 哲也  
主 事 新保 有紗

射水市農林水産課

主 任 浅木 恵美

## 会議の概要

開会時刻 午後 2 時 0 0 分

### 議長（堀会長）

ただいまから、令和 7 年第 2 回の射水市農業委員会総会を開会いたします。出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことをお知らせします。なお、16 番 齊田委員、25 番北田委員から本総会の会議を欠席する旨の届出がありました。

これより本日の会議を開きます。

### — 議事録署名委員の指名 —

### 議長（堀会長）

まず、日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第 21 条の規定により、議長において「3 番 林委員」「4 番 土佐委員」を指名いたします。

### — 会 期 の 決 定 —

議長（堀会長）

次に、日程第2の会期の決定についてお諮りします。  
本定例会の会期は、本日1日とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声起る）

議長（堀会長）

異議なしと認め、会期は、本日1日とすることに決定しました。

— 議 事 —

議長（堀会長）

次に、日程第3 議事についてお諮りいたします。  
各位には、慎重審議の上、適正な議決をお願いします。

— （議案第1号の説明・表決） —

議長（堀会長）

まず、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。  
本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。  
これより、各案件に対する質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。  
お諮りします。議案第1号について、採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起る）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

全員挙手です。よって、議案第1号の申請については、許可することに可決されました。

— （議案第2号の説明・表決） —

議長（堀会長）

次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

これより、地域の委員の意見に移ります。

議案第2号の申請番号1番、2番について、林委員から説明をお願いします。

林委員

議案第2号の申請番号1番について説明します。

申請者である譲受人は、現在市内の〇〇地内で両親とともに3人で生活していますが、本年秋に結婚を予定しており、これを機に将来を見据えた上で、このたび住宅の取得計画に至りました。

実家敷地内での同居及び増築について検討しましたが、土地に余裕がないことから断念した経緯があります。主になる〇〇氏及び婚約者ともに〇〇市内の水産加工会社に勤務しており、候補地については通勤等に係る主要道路への交通利便性を重視したものです。また、申請地周辺の公共施設及び商業施設との距離が近いことも大きな魅力となっており、今回の申請地が適地と判断しました。また、実家との距離が近いことから、将来的には子育ての協力を親に仰ぎたい考えや親の介護なども視野に入れていきます。

住宅建築においては、擁壁等を設置し近隣に土砂が流出しないことや周辺土地及び農業用施設に対して細心の注意を払う旨を誓約しており、関係各者からは同意を得ていますので慎重審議のほど、よろしく申し上げます。

林委員

議案第2号の申請番号2番について説明します。

申請者である譲受人は、現在、〇〇市内の賃貸にて夫婦2人で生活しています。この先、子供を授かれば子育てにおいて、現在の住居では手狭になることや人生設計の上で以前から住宅建築について検討してきたこともあって、今回の申請地で住宅を取得する計画に至りました。

主である〇〇氏は現在〇〇市内の電機メーカーに勤務しており、妻の勤務先は〇〇市内で、将来的には転勤等もあることから互いに通勤に支障を来さないことを念頭に候補地について検討を重ねてきました。今回の申請地は、

国道8号線に近いことから転勤等になった場合でも通勤には支障が少ないと考えており、加えて〇〇地区の多様な公共施設の充実ぶりからも、子育てや教育環境面において適地であると判断したものです。

なお、住宅の建築においては、擁壁を設置した上で土砂等が流出しない旨や雨水排水についても周辺に被害が及ばないことを誓約していますので、慎重審議のほど、よろしくをお願いします。

議長（堀会長）

以上、意見を述べていただきました。  
これより、本議案についての質疑に入ります。  
質疑のある方は、挙手のうえ、発言をお願いします。  
質疑ありませんか。

議長（堀会長）

別段ないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。  
お諮りします。  
議案第2号について、直ちに採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起きる）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。  
原案どおり承認することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

挙手全員であります。  
よって議案第2号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

— （議案第3号の説明・表決） —

議長（堀会長）

次に、議案第3号 農用地利用集積計画の決定についてお諮りします。  
本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（浅木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

これより、本議案について質疑に入ります。  
質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。  
質疑ありませんか。

議長（堀会長）

別段ないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。  
お諮りします。

議案第3号 農用地利用集積計画の決定について原案どおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

挙手全員であります。

よって議案第3号の農用地利用集積計画については、原案どおり決定することに可決されました。

— （議案第4号の説明・表決） —

議長（堀会長）

次に、議案第4号 農用地利用集積等促進計画案についてお諮りします。  
本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（新保）

議案書により説明。

議長（堀会長）

これより、本議案について質疑に入ります。  
質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。  
質疑ありませんか。

（異議なしの声 起きる）

議長（堀会長）

別段ないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。  
お諮りします。  
議案第4号について、採決することにご異議ありませんか。

（全員挙手）

議長（堀会長）

挙手全員であります。よって議案第4号の農用地利用集積等促進計画案については、原案どおり決定することに可決されました。

— 報 告 —

議長（堀会長）

次に日程第4 報告です。

— (報告第1号の説明) —

議長（堀会長）

次に、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知等について議題といたします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

林委員

〇〇さんはどのような農業経営をされていたのか。

事務局（村下）

〇〇さんは個人で水稻を中心に麦・大豆等を20町強耕作していた。あとを継がれる方は同じ地区にお住まいの〇〇さんで従業員3～4名で耕作していく。

議長（堀会長）

これにて質疑を終結いたします。

各案件について、ご了知をお願いいたします。

— (報告第2号の説明) —

議長（堀会長）

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。  
各案件についてご了知をお願いいたします。

— （報告第3号の説明） —

議長（堀会長）

報告第3号 農地法第5条の規定による届出の受理について議題としま  
す。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。  
これより、各案件に対する質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。  
各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分い  
たしましたので、ご了知をお願いします。

議長（堀会長）

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。  
委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあたられ  
たことに感謝を申し上げます。  
以上をもって令和7年第2回総会を閉会します。

閉会時刻 午後2時50分

署名委員

署名委員